

東京都共同募金会江戸川地区における歳末たすけあい運動配分推せん要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都共同募金会江戸川地区配分推せん委員会（社会福祉法人東京都共同募金会地区配分推せん委員会規程（社会福祉法人東京都共同募金会決裁）に基づき江戸川地区において設置された配分推せん委員会をいう。以下「推せん委員会」という。）が、東京都共同募金会配分要綱（社会福祉法人東京都共同募金会所管）の規定に基づき、歳末たすけあい運動による募金等を地域配分するに当たり、事業費配分計画書を社会福祉法人東京都共同募金会（以下「都共募」という。）へ提出するために必要な事項を定めることを目的とする。

(配分対象の団体及び施設)

第2条 配分の対象となる団体及び施設（以下「配分対象団体等」という。）は、江戸川区内に所在し、その設置目的及び活動が地域福祉の向上に寄与する次の各号に掲げる民間団体及び民間社会福祉施設とする。ただし、東京都共同募金会江戸川地区における赤い羽根共同募金B配分推せん要綱に定める民間社会福祉施設は配分対象から除外するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第16項に規定する認知症対応型通所介護、同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設
- (2) その他、次に掲げる条件を全て満たす民間団体及び民間社会福祉施設
ア 社会福祉を目的とする非営利の事業を行うこと。
イ 活動内容並びに予算及び決算に関する意思決定の体制ができていること。
ウ 江戸川区障害者団体連絡会に加入していること。

(3) 推せん委員会が、特に配分を行うことが適当と認めたもの

(対象事業)

第3条 配分の対象となる事業は、江戸川区民を対象とし、高齢者、障害者、児童・女性等の福祉の向上を目的とする事業で、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。ただし、人件費、家賃等配分対象団体等の維持運営に関するものは除く。

- (1) 生きがいの場づくり等を推進する事業
- (2) 自立促進に資する事業
- (3) 相互理解を深める交流事業
- (4) 就労の場づくり、小規模作業所等を整備する事業

- (5) 地域福祉の普及啓発事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推せん委員会が必要と認めた事業
(配分対象からの除外)

第4条 配分対象団体等又は事業が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、配分の対象としない。

- (1) 経営が宗教又は政治等に利用されている傾向があると認められるもの又は営利を目的とした事業を行っているものと認められるもの
- (2) 主務官庁の許可、認可又は届出を要する場合に、正当な理由なくその手続を怠っているもの
- (3) 配分金以外の収入が期待でき、それにより必要な経営が可能な事業を行うもの
- (4) 経営の基礎及び管理の状況に安定性若しくは継続性の乏しい事業又は地域の住民からの信頼性に欠ける事業を行うもの
- (5) 国又は地方公共団体が経営の責任を負うもの
- (6) 会社法人が経営するもの
- (7) 事業開始後1年に満たないもの
- (8) 利用者の処遇向上に寄与しない事務管理面での整備事業
- (9) 配分審査を開始した際、既に着手している事業
- (10) 歳末たすけあい運動の配分金による事業であることを明記できない事業
(配分総金額)

第5条 配分総金額は、前年度の歳末たすけあい運動による募金実績額から激励金及び事務費を差し引いた金額とする。

(配分額)

第6条 各配分対象団体等への配分額は、第3条に規定する対象事業に係る経費の4分の3に相当する額とし、30万円を上限とする。ただし、推せん委員会が特に必要と認めた場合は、都共募と協議したうえで、この基準を超えて配分することができる。

(交付申請)

第7条 配分金の交付を受けようとする配分対象団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、推せん委員会が指定する申請書(様式1)に、次の関係書類を添えて、推せん委員会が別に定める期限までに、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、申請は一配分対象団体等当たり一事業に限る。

- (1) 事業計画書
- (2) 会則、規約等の内部規程
- (3) 前年度の決算書及び当該年度予算書

- (4) 役員名簿
- (5) 会員名簿（必要に応じて利用人名簿を添付すること。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
（配分対象団体等の推せん）

第8条 前条の規定による申請書の提出があつた場合、会長は配分計画書（様式2）を作成し、推せん委員会に提出する。

- 2 前項の規定により配分計画書が提出されたときは、推せん委員会は、その内容が第1条に規定する目的その他この要綱の規定に合致していることを審査及び確認し、問題がなければ都共募へ推せんする（様式3）。ただし、配分計画書の補正が必要な場合は、会長と事前に協議のうえ補正してから推せんする。

（決定の通知）

第9条 推せん委員会は、都共募会長から配分決定通知を受けたときは、会長を通じ、配分交付決定通知書（以下「交付決定通知」（様式4）という。）を申請者に送付する。

（配分金の請求）

第10条 前条に規定する交付決定通知を受けた申請者（以下「配分決定者」という。）は、速やかに会長に推せん委員会の指定する配分金請求書（以下「配分金請求書」（様式5）という。）を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により提出された配分金請求書を取りまとめのうえ、推せん委員会に提出しなければならない。

（使途報告書の提出）

第11条 配分金の交付を受けた配分決定者は、当該配分金に係る事業等が完了したとき又は配分金の交付決定に係る年度が終了したときは、速やかに推せん委員会の指定する使途報告書（以下「使途報告書」（様式6）という。）に領収書を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により提出された使途報告書を取りまとめのうえ、推せん委員会に提出しなければならない。
- 3 推せん委員会は、会長から前項の使途報告書の提出を受けたときは、報告された事業等の成果が、配分金の交付決定内容に適合しているかを審査及び確認のうえ、都共募に報告書（様式7）を提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めがない事項については、推せん委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。